



衆議院憲法調査会ニュース

H14. 4. 26 Vol. 27

— 第 154 回 国会 —

発行：衆議院憲法調査会事務局

4月22日に、沖縄県名護市において地方公聴会（第4回）を開催しました。

意見陳述者（6名）

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 平和憲法・地方自治問題研究所主宰 弁護士 | 山内 徳信君 新垣 勉君 |
| ビジネススクール校長 | 恵 隆之介君 |
| 沖縄国際大学法学部教授 | 垣花 豊順君 |
| 大学生 | 稲福 絵梨香君 |
| 沖縄県議会議員 | 安次 富修君 |

派遣委員（10名）

| | |
|------------|------------|
| 中山 太郎会長 | 中野 寛成会長代理 |
| 葉梨 信行君（自民） | 久間 章生君（自民） |
| 島 聡君（民主） | 赤松 正雄君（公明） |
| 藤島 正之君（自由） | 春名 真章君（共産） |
| 金子 哲夫君（社民） | 井上 喜一君（保守） |

現地参加議員（2名）

| | |
|------------|------------|
| 赤嶺 政賢君（共産） | 東門美津子君（社民） |
|------------|------------|

まず、地方公聴会の開会に当たり、派遣議員団を代表して中山団長から、挨拶を兼ねて会議開催の趣旨及び憲法調査会のこれまでの活動の概要について発言があった後、意見陳述者からの意見の聴取とそれに対する質疑が行われました。

挨拶では、中山団長から、沖縄県において地方公聴会を開催する趣旨につき、以下の発言がありました。

◎中山団長からの挨拶（抄）

まず、今回、我々が沖縄を地方公聴会の開催地に選びました理由を申し上げます。

日本国憲法草案を議論する議会を構成するために行われた昭和21年4月10日の衆議院議員総選挙に際しまして、沖縄県民の選挙権は停止され、この制憲議会へ県民代表を送ることができませんでした。その後も、「行政分離覚書」により日本政府とは切り離されて、直接軍政下におかれ、日本国憲法の適用はありませんでした。

さらに、サンフランシスコ平和条約によって日本が独立を回復した後も、同条約第3条により沖縄は米国の施政権下に置かれたため、日本の「潜在主権」は沖縄に及ぶとされたものの、日本国憲法の実効的な適用はないと説明され、「米国民政府」の下に設けられた琉球政府による統治が行われて、琉球立法院が制定する「立法」が適用され、日本の法令の適用はありませんでした。

したがって、沖縄に日本国憲法が実効的に適用されるようになるには、昭和47年5月15日の本

土復帰を待たねばならなかったわけです。

そして、このような状況であるがゆえに、昭和30年代に内閣に設置された憲法調査会におきましては、全国46都道府県で開催された地方公聴会も、当地沖縄県では開催されませんでした。

このような事情にかんがみ、「憲法は全国民のものである」との認識のもと、現行憲法の制定時及びその後の調査の際に、憲法について発言する機会を得ることができなかった沖縄県の皆様方から、今回「21世紀の日本と憲法」についての御意見を拝聴し、本調査会における議論の参考にさせていただくために、本年で本土復帰30周年を迎える御当地におきまして、地方公聴会を開催することとなった次第でございます。

◎意見陳述者の意見の概要

山内 徳信君

- 平和憲法は、戦争の地獄を経験した日本国民すべての人々の平和への願いが集約され、戦後の復興発展の基盤となった世界に誇れるものであり、いわば、国民の命そのものと言えること、また、日本国内唯一の地上戦で住民を巻き込んだ沖縄戦を生き残った経験からも、憲法9条の改悪に反対する。
- 憲法9条の発想は日本人が出したものであり、いわゆる「押しつけ」憲法論は適切でない。また、平和主義は、民主主義、基本的人権の保障等の前提となるものである。
- 前文及び9条に示された平和国家像は、世界のモデルになり得るものであり、政治家は、憲法99条の憲法尊重擁護義務を守り、平和国家実現の責務を果たすべきである。また、「武力による平和」ではなく「平和的手段による平和」の実現を図るために、憲法9条を世界各国の憲法に取り入れてもらうことを提案すべきである。
- 有事法制は、戦争体制の準備であり、憲法体制を無視するものであるため、反対である。

新垣 勉君

- 沖縄県民の一人として、日本国憲法が定める非武装・平和主義を堅持し発展させるべきとの立場に立ち、意見を述べる。
- 軍隊が国家を守ることを考えて、住民を守らなかった沖縄戦の体験から、沖縄には、個人の命・生活の安全の確保が何にもまして最優先されるべきという「命（ぬち）どう宝（たから）」という価値が定着しており、これは、憲法の「個人の尊厳」と共通する。
- 軍勢力の行使は、必ず国民に重大な被害をもたらすので、「個人の尊厳」という価値からは受け入れ

ることができない。自衛の権利を認め国民に銃の所持を認めている米国より、銃の所持を否定している我が国の方が社会の安全が保たれていることからすれば、国際社会でも軍事力を持たずに身を守る「非武装平和主義」が貫徹されるべきである。

- ・ 沖縄では、憲法は「平和憲法の下へ」を目標に長い復帰運動を通じて獲得したものと考えられており、いわゆる「押しつけ」憲法論を採ることはできない。

恵 隆之介君

- ・ 我が国は、生産拠点の海外移転等による海外在留邦人の保護、国際的な平和活動への積極的な参加、テロへの対応等の問題に直面しており、このような問題に対応するために憲法9条の改正を主張したい。
- ・ 憲法9条の改正を主張するに当たり、①有事が生じた場合に私権が制限されるのは国際常識であり、現行の有事法制は有事に対応するのに不十分であること、②交戦権は国家としての当然の権利であること、③武力の裏付けなくして国家の独立と平和は維持できないこと等の点を理解されたい。

垣 花 豊 順君

- ・ 明治憲法では「天皇の神聖」を核として、それを普及するために教育勅語が定められたが、日本国憲法では、「個人の尊厳」を核とし、それを普及徹底するために、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」を教育の理念とし、各人の「人格の完成」を目的とする教育基本法が定められた。
- ・ このことは、衆参両院の決議でも確認されているので、この決議は尊重され実行されるべきである。
- ・ 我が国では「個人の尊厳」が浸透していないが、これは「個人の尊厳」を浸透させる努力を国会議員等の公務員がしてこなかったためであり、公務員は、憲法尊重擁護義務(99条)を果たし「個人の尊厳」の普及に努めるべきだ。
- ・ 「個人の尊厳」を「わがまま」とか「利己主義」に結び付ける向きもあるが、「個人の尊厳」を徹底し、その内容を深化させることが日本の課題である。

稲 福 絵 梨 香君

- ・ 高校三年間、青少年赤十字(JRC)というボランティア部に属した経験から、ボランティア活動は、活動を行う者とお年寄りや子ども等のサービスを受ける側がお互いに学び合う「相互学習」とも言える共生的な関係を持つ活動と考えている。
- ・ 「奉仕活動の義務化」等としてボランティア活動を「義務」付ける動きがあるが、このような強制は、青少年の自発的な活動、学習の契機を奪い、ボランティア活動を、戦時中の「勤労奉仕」と本質的に違わなくするおそれがある。
- ・ 有事法制の整備については、国民の権利が制限されたり、平和を脅かすものではないかとの疑念を持つ。
- ・ いわゆるDV法(ドメスティック・バイオレンス防止法)の制定等、障害者、女性、子どもなど弱い人たちの権利が確立されつつあるが、夫婦間の暴力、児童虐待等、様々な課題が残されており、憲法を大切に、こうした問

題に取り組むべきである。

安 次 富 修君

- ・ 沖縄は、太平洋戦争における地上戦、戦後27年間の米軍の施政等の厳しい経験をし、また、現在でも、在日米軍基地の集中する現実に直面しているが、沖縄の米軍基地がアジア太平洋地域の平和と安全に寄与している事実をも踏まえた議論を行うことが重要である。
- ・ 9条の理念は尊重すべきであるが、国際社会の現実には「戦争の放棄」の理念と大きく乖離しているため、自衛のための必要最小限の武力の保持を憲法に明記すべきである。その際には、自衛力の行使を国民が直接コントロールできる仕組みを確保すべきである。
- ・ 在沖縄米軍が起こす事件・事故に対し、県民に対する「人間の安全保障」が確保されなければならない。日米地位協定の改定も検討されるべきである。
- ・ 昨今の政官における不祥事を見ていると、政官の癒着をなくすため、議会と内閣が厳格に分離されるように憲法第4章の「国会」の条項を改正すべきである。また、「地方の時代」、「地方分権」の流れを踏まえ、国と地方の役割分担等も憲法に明記すべきである。

◎派遣委員からの質疑の概要

中 山 太 郎 団 長

- ・ 日本の安全保障についてどのように考えるか。(全陳述者に対して)

久 間 章 生 君 (自 民)

- ・ 自衛隊は必要ないと考えるか。また、憲法99条の憲法尊重擁護義務から敷衍すると、憲法改正の論議を行うことも認められないのか。(山内陳述者に対して)
- ・ 国連の一員として国連の活動に参加するためには、現在の憲法で十分と考えるか。(恵陳述者及び安次富陳述者に対して)
- ・ 憲法に福祉や環境について規定を設けることについて、どのように考えるか。(稲福陳述者に対して)

島 聡 君 (民 主)

- ・ 有事において基本的人権を保護するためにも有事法制を整備する必要があると思うが、いかがか。(恵陳述者及び安次富陳述者に対して)
- ・ 環境権等の新しい人権を憲法に明記することについて、若者一般にはどのような反応があるかと考えるか。(稲福陳述者に対して)
- ・ 憲法9条2項を改正し、自衛、災害救助等に役割を限定した兵力の保有を認める規定を設けることについて、いかに考えるか。(山内陳述者に対して)

赤 松 正 雄 君 (公 明)

- ・ 阪神・淡路大震災の経験にかんがみると、自然災害等への対応において自衛隊の果たす役割は大きいと考えるが、いかがか。(新垣陳述者に対して)

- ・沖縄では犯罪が多いとの指摘及びいわゆる「ゆとり教育」の導入について、どう考えるか。(垣花陳述者に対して)

藤 島 正 之 君 (自由)

- ・イラクによるクウェートの侵攻の際にクウェートの政府は何もできず、結局、国連の活動に頼ったことについてどう考えるか。(全陳述者に対して)

春 名 真 章 君 (共産)

- ・前文及び憲法 9 条は、積極的に平和外交を展開し非軍事的な国際貢献をしていくことを要請しており、日本はもっと非軍事面で貢献すべきことがあると思うが、いかがか。(山内陳述者及び新垣陳述者に対して)
- ・日米地位協定の改定の内容はどうあるべきか、また、その見通しについてどう考えるか。(安次富陳述者に対して)
- ・今国会に提出された「有事法案」について、弁護士の立場からどのように考えるか。(新垣陳述者に対して)

金 子 哲 夫 君 (社民)

- ・沖縄戦を体験した方として、国民の権利制限等のおそれがある有事法制の整備についてどのように考えるか。(山内陳述者及び垣花陳述者に対して)
- ・今回の「有事法案」では「武力攻撃が予測される事態」も「有事」とされるため、周辺事態法の「周辺事態」が、同時に「有事法案」の「有事」と認定されることにより、米軍の軍事行動に沖縄が巻き込まれる可能性があると思うが、いかがか。(安次富陳述者に対して)
- ・いわゆる戦後補償は軍関係者について手厚いように感じられるが、一般的な戦争被害者に対する補償こそ大切ではないか。(新垣陳述者に対して)

井 上 喜 一 君 (保守)

- ・9 条以外のその他の条項の改正についてどのように考えるか。また、日米安保条約は憲法に違反すると考えるか。(山内陳述者に対して)
- ・安全保障に関する点以外に、憲法を改正すべきと考える点はあるか。(恵陳述者に対して)
- ・自衛隊及び日米安保条約と憲法の関係についてどのように考えるか。(垣花陳述者に対して)
- ・地方自治に関する規定として、どのような規定を憲法に盛り込むべきと考えるか。(安次富陳述者に対して)

(傍聴者の発言の概要)

派遣委員の質疑終了後、傍聴者に対して意見を求めました。

芳 澤 弘 明 君

- ・紛争が多い中米のコスタリカが憲法により常備軍を廃止していることに留意し、また、1999 年にハーグで行われた国際平和市民会議におい

て、日本国憲法 9 条の意義が高く評価されていることに留意すべきである。

我 那 覇 隆 裕 君

- ・防衛・軍事力による強制力の裏付けなくして国家の主権を維持することは難しいことを認識すべきである。

伊 波 宏 俊 君

- ・沖縄では、一般の戦争被害者に対する補償や、米軍により強制的に収用された土地の返還がまだまだなされていないように、憲法が完全に適用されていない。また、日米地位協定の改定等、在沖縄米軍基地をめぐる問題の解決を国会議員は率先して取り組むべきである。

仲 本 和 男 君

- ・戦争につながる道に通じている有事法制の整備には、絶対反対である。また、奉仕活動の義務化にも反対である。本日の地方公聴会の開催をもって沖縄の声を聴取し終えたとは思わないで欲しい。

崎 原 盛 秀 君

- ・日本国政府は、戦後、沖縄の意見を聴くことなく、米国に施政権を委ね、これにより、沖縄の県民は米国の過酷な占領体制に置かれ、剣とブルドーザーによる土地の収用等の犠牲を強いられた。憲法改正は、このような沖縄県民の感情を踏みにじるものであり、憲法の規定を具体的に活かす運動を展開すべきである。

野 澤 明 希 子 君

- ・昨今の国家の安全保障の論議は、戦前の国体護持と同じ発想ではないか。有事法制の整備及び憲法改正は、アメリカが主導する国際的な戦争体制への組み込みを意図したものであり、絶対に反対である。

4 月 25 日に、第 3 回の憲法調査会 (通算 34 回目) が開かれました。

中野会長代理から、去る 22 日に行われた地方公聴会についての報告を聴取し、引き続き派遣委員からの発言を聴取した後、「我が国の安全保障」について、自由討議を行いました。

◎各委員からの発言の概要 (発言順)

葉 梨 信 行 君 (自民)

- ・先の大戦における地上戦で多くの一般市民の命が失われるという経験をした沖縄では、「軍は市民を守ってくれない」との意識を強く持っていることを認識させられた。
- ・沖縄地方公聴会では、基本的人権を守るために、憲法を遵守してほしいとの発言があったが、これは、米軍による占領等のつらい経験を踏まえ

たものであると考える。

- ・ 沖縄地方公聴会では、社会奉仕活動は自主的に行うものであり、教育課程においてこれを義務化することは納得できないとの発言があったが、地方公聴会終了後、発言者に、社会奉仕活動の義務化は、義務教育課程段階で社会奉仕の観念を学ばせることを目的としており、国民に強制するものではないことを申し述べた。
- ・ 沖縄は、戦後めざましい復興を遂げ、また、我が国も経済大国となった。このように、一つの区切りがついた中で、日本が世界の中でどのような責任を果たすべきかについて、憲法の在り方を沖縄の人々を含む国民と一緒に議論したい。

島 聡君（民主）

- ・ 沖縄地方公聴会においては、当調査会が発議権を持たないにもかかわらず、地方公聴会が改正への手続であるとする意見が出たが、これは誤解である。また、さまざまな意見が出て、言論の自由が守られているとも感じた。
- ・ 沖縄地方公聴会において「新しい人権」を規定するための憲法改正の是非について質問したのに対し、9条を含めた憲法改正への布石であるとの意見が出たが、このような意見にかんがみても、9条を正面から議論する必要がある。
- ・ 武力攻撃事態法案に定める首相の代執行的な権限（地方公共団体等が実施すべき対処措置を、一定の場合において、首相自らが実施することができる権限）については、沖縄県知事との懇談において、地方公共団体との調整の必要性を指摘する意見が述べられたが、これは、憲法の定める地方自治をどのように考えるかという問題につながるものであり、当調査会で議論する必要がある。

赤松正雄君（公明）

- ・ 憲法の議論はタブー視することなく行うべきであり、改憲の意見を持つ者と護憲の意見を持つ者が、互いの主張に耳を傾けず、「冷戦思考」から抜けきらずにいることは不幸であると考え。
- ・ 平和外交に専念することと最小限の力の裏付けとして自衛権を憲法上に明記することは矛盾しないと考え。
- ・ 沖縄国連研究会は、国連のアジア本部を沖縄に誘致し、沖縄の平和の心を世界に向けて発信することを主張している。これに対し、外務省はアクセス面の利便性や、国連大学が東京にあること等を理由として消極的な対応をしているが、この提案はアジアにおける平和戦略の要石であると考え。
- ・ 有事法制関連3法案に関しては、万一の事態に備えるのが政治の責務であると考え。

春名真章君（共産）

- ・ 本土復帰前まで憲法の適用がなく、現在も基地問題を抱える沖縄は、平和と人権を脅かされてきており、沖縄こそ憲法の実現を切実に求めている。沖縄において憲法理念がなぜ実現していないのか、その実態を調査すべきである。

- ・ 有事法制関連3法案については、曖昧な要件で国民の自由・人権を制限する仕組みとなっている等の意見が出された。沖縄では、軍は国民を守らないことを体験しており、日本国憲法は、その反省に立ち、国権の発動による戦争・武力の行使を禁止し、常備軍の保持を禁じている。この憲法の下で、有事法制は断じて許されないと考える。
- ・ 沖縄の体験や実態を真摯に受け止めた上で、本調査会における調査を行わなければ、地元紙による「地方公聴会は国民の声を聴いた形を整える、改憲へのアリバイづくりの印象」との批判には応えられない。

金子哲夫君（社民）

- ・ 地上戦が行われた沖縄や核兵器が投下された広島で多くの一般市民が犠牲となったことの反省に立って、憲法の前文や9条があることを、多くの意見陳述者が指摘した。
- ・ 有事法制が必要な理由として「備えあれば憂いなし」というが、日常の不断の平和的努力によって憂いを作らないことが政治の役割である。
- ・ 沖縄にとって、平和憲法は「戦いとったもの」とする意見陳述者の発言の意味を重く受けとめつつ、当調査会での調査活動を行いたい。

中野寛成君（民主）

- ・ 安全保障問題を考えるに当たっては、力の空白地帯を作らないというパワーバランスにより平和が保たれているという国際社会の実態を踏まえる必要がある。
- ・ 憲法上、自衛隊が国民の生命・財産を守るためのものとして明確に位置付けられていない状態は、憲法の欠陥と言えなくもない。このことは、国民の憲法や安全保障に関する議論を混乱させるものになっており、明確にすることが必要である。
- ・ 憲法調査会は、憲法のあるべき姿を調査し、これが遵守されているかという観点から法律の運用を精査するものでもあり、常設機関とすべきである。

高市早苗君（自民）

- ・ 国際社会において平和が所与のものとして存在するという考え方は誤りであり、国家は、万が一の事態が発生した場合に備えて、国家の独立や国民の生命・財産を守ることでできる体制を整えておかなければならない。
- ・ 前文に、平和構築に積極的な協力を惜しまないという理念を付加すべきである。
- ・ 国民の生命・財産を守ることは国家の責務であり、そのためには、(a)諸外国等により侵害を受け、又は受ける可能性のある場合に、自衛権の発動としての交戦権を行使できる旨を憲法に明記する、(b)自衛隊を国軍と位置づけ、自衛や国際貢献の任につく旨を明記する、(c)自衛権の発動として交戦権行使を意思決定する際の文民統制を保障することが必要である。
- ・ 外交保護権の位置付けを憲法上明記すべきである。

松 沢 成 文 君 (民主)

- ・独立国としての安全保障の基本体系を憲法上明記すべきである。
- ・憲法改正がすぐに実現できない場合には、安全保障に関する理念を明確にするため「安全保障基本法」を制定し、その下で、有事法制や国連への協力を定める非常措置関連の立法を行うべきである。
- ・憲法を改正する際には、第 2 章の章名を「戦争放棄」から「安全保障」に変更し、9 条 1 項において侵略戦争を行わないこと、2 項において独立国として自衛権及び自衛軍を持ち、これに文民統制を及ぼすこと、3 項において国連の平和維持活動に全面的に協力することを定め、4 項において、我が国が大量破壊兵器の根絶を目指し世界の先頭に立つことを宣言するべきである。
- ・2 項に自衛権を定めるに当たっては、個別的自衛権と集団的自衛権を区別することなく「自衛権」と規定し、自衛権の行使の内容については、そのときの政治判断によるべきものとする。

首 藤 信 彦 君 (民主)

- ・憲法には、国際協力について、民主化支援、予防外交、市民による平和活動等を導き出す具体的な規定がなく、前文に定める高い精神性をどのように具体化するかを盛り込む必要がある。
- ・我が国の現実の平和構築に向けた努力は、憲法の精神を活かしていない。例えば、パレスチナの和平に対する日本の外交姿勢は「犯罪的沈黙」とも言え、また、国際人道法や国際司法裁判所への取組みも十分とは言えない。
- ・9 条の理念を海外に広げるべきだと主張するだけでなく、国内に居住する外国人のための憲法講座等の開設、東チモールに対し我が国の憲法学者を派遣するための支援等の具体的な貢献を行うべきである。

山 口 富 男 君 (共産)

- ・現行憲法においては、諸国民の公正と信義に基づき、平和的手段をもって、世界平和の構築に向けて積極的に働きかけるとともに、自国の安全を図るという平和と安全に係る明確な理念が示されている。自衛隊、日米同盟等のこの理念に反する現状を憲法の理念に沿った形で解消していく必要がある。
- ・有事法制関連 3 法案については、米国への協力体制を整備するものであり、国民を紛争に巻き込むおそれがあること、アジア諸国で警戒と批判とが生じていること等を踏まえた上で、議論すべきである。
- ・憲法調査会の常設化については、賛成しかねる。

藤 島 正 之 君 (自由)

- ・自分の国は自分で守ることや、国連を中心とした国際平和に向けた協力体制に積極的に参加することを憲法に明記すべきである。
- ・有事における国民の権利制限については、「公共の福祉」とは別な形での判断に基づくべきである。
- ・有事法制の整備については、「有事」にもさまざまな段階があり、また、その段階に応じた対応

が必要であることを踏まえた上で、体系的な法整備を図るべきである。

小 林 憲 司 君 (民主)

- ・今日の国際情勢にかんがみれば、問題が生じるたびに個別の法律を制定する従来の手法では効果的な対応が困難であることから、有事等への対応については、憲法に明文化すべきである。
- ・有事法制関連 3 法案を議論するに当たっては、米軍の日本国内での円滑な活動を確保するため、米軍との関係について、優先的に検討していくべきである。

葉 梨 信 行 君 (自民)

- ・9 条については、さまざまな議論を経て、自衛隊を合憲とする解釈が確立してきたが、他方で、無責任な平和観念が存在することも事実である。
- ・一定の武力が平和の構築に寄与していることや、日米安保条約や駐留米軍基地の存在により日本や近隣諸国の平和が保たれてきた事実を踏まえた上で、今後の安全保障に関する議論を進めていく必要がある。

中 村 哲 治 君 (民主)

- ・集団的自衛権の行使に係る内閣法制局の解釈は、合理的な理由が明らかでない。また、憲法に関する一次的な解釈権を有する国会において、その議論がほとんどなされてこなかったことは問題である。
- ・日米安保条約や駐留米軍基地の存在については、国際法上、集団的自衛権の行使に該当するものであり、この事実を無視して「集団的自衛権は行使できない」とする解釈をとり続けることは、無制限に米国の要求に応じる結果となり、我が国の国益に反する。憲法前文及び 9 条の趣旨に沿って限定的かつ厳格に考え、その枠内で具体策を講じていくことこそが、我が国の国益につながると考える。

斉 藤 鉄 夫 君 (公明)

- ・安全保障に関する議論については、いかなる場合であっても「暴力」を「暴力」によって解決すべきではないという考え方と、「暴力」に対しては正当防衛のような形で一定の「暴力」をもって対処すべきであるという考え方との対立がある。私は、後者の考え方に与するものである。
- ・このような考え方は、各人の生き方や価値観に関わる問題であり、一定の結論を出すことは難しい。したがって、当分の間、9 条を堅持しつつ、安全保障に関する広範な議論を続けていく必要があると考える。

中 川 正 春 君 (民主)

- ・国連を中心とした世界平和の構築を前提とする憲法前文の理想と、日米安保条約をはじめとする現実とのギャップという憲法の矛盾が、沖縄に集中していると考える。
- ・我が国は、周辺事態法、テロ対策特措法等の制定を通じて、米国の極東戦略において一定の役

割を果たしてきた。有事法制関連 3 法案の審議に当たっては、安全保障問題は我が国自身が主体的に決定すべき問題であることを認識するとともに、国家としての基本を踏まえた上で、国会の場で十分な議論を尽くすべきである。

- ・集団的自衛権の行使については、解釈論で対応するよりも、憲法に明文化すべきである。

今 野 東君 (民主)

- ・有事法制関連 3 法案は、有事の定義、文民統制、地方分権、人権制限等の点において問題がある。
- ・現行憲法では、有事を生じさせない努力をするという考え方にに基づき、有事の発生及び有事への対応が想定されていないが、他方で、日米安保条約では、有事が想定されていることから、我が国の安全保障に関する考え方は、揺れ動いていると言える。
- ・我が国は、予防外交をはじめとする自立した平和外交を積極的に推進していくとともに、我が国に有事を招来させる可能性を有する日米同盟の在り方を見直すべきである。

葉 梨 信 行君 (自民)

- ・9 条の改正に反対する主張の背景の一つには、先の大戦において軍部の暴走を許したことから軍事当局に対する不信感があると考えられるが、現行憲法においては、文民統制の規定に基づき、国会や国民による十分なコントロールが可能となっている点を認識すべきである。
- ・諸外国の公正と信義を信頼することは、現在の国際情勢にかんがみれば、現状認識として適切でない。むしろ、現行憲法の掲げる平和主義や民主主義に対し確固たる思いを有している日本国民を信頼し、また、国家の使命として国民を守るという観点から、我が国の安保体制の整備を図るべきである。

伴 野 豊君 (民主)

- ・健全な危機管理意識を持ち、危機的な事態をあらゆる側面から検討した上で、そのような事態に際しての対応を考えておくことが政治家としての責務である。また、検討の結果、現行法では対応できない点については、対応できるように改正しておく必要がある。
- ・憲法は、難しい解釈をしなければ理解できないようなものではない。国民が容易に理解できるものとする必要がある。

土 屋 品 子君 (自民)

- ・現在さまざまな事態に対して憲法解釈による対応をせざるを得なくなっており、憲法が国民から見て理解しにくいものとなっていると考える。憲法は、国民から見て理解しやすいものとするべきであり、また、世界から見て日本の行動基準が明確に分かるようなものとするべきである。
- ・国会では、憲法に関する論議が盛んに行われているが、国民的な論議はまだ十分には行われていないと思う。各国会議員は、それぞれの地域において、憲法についてのメッセージを発信すべきである。

- ・現行憲法では、自衛隊の派遣は無理だと考える。早く改正を行い、分かりやすい憲法とするとともに、集団的自衛権を憲法に盛り込むべきである。

植 田 至 紀君 (社民)

- ・冷戦崩壊後、安全保障の考え方は、軍事ブロックの対立・均衡から多国間の信頼と協調に基づく安全保障（人権、経済、環境など「人間の安全保障」の観点を軸としたもの）に変化している。このような考え方は、「軍事力によらない平和」という憲法の理念に沿うものである。
- ・新たな国際秩序を構築する方法としては、平和憲法の本質の具現化が最も現実的である。具体的な政策としては、(a)国会による不戦国家の宣言、(b)平和基本法の制定、(c)沖縄を中心とした米軍基地の整理、(d)ODA 基本法の制定、(e)日米 2 国間同盟からの脱却、(f)北東アジア非核地帯の創設等が挙げられる。
- ・特に、北東アジア非核地帯の創設については、非核国家宣言を行っている国があるなど既にその下地ができており、実現可能性は高いと考える。
- ・有事法制は、人類が平和構築に向けて努力してきた歴史の流れに逆行する蛮行である。

今 後 の 開 会 予 定

| 日付 | 開会時刻 | 小委員会・参考人等 |
|-------------------|------------|---|
| H14 5.9 (木) | 午前 9:00 | 国際社会小委 参考人：寺 島 実 郎君 (三井物産戦略研究所所長) |
| | 午後 2:00 | 地方自治小委 参考人：神 野 直 彦君 (東京大学教授) |

※諸般の事情により変更される可能性があります。

意 見 窓 口 「 憲 法 の ひ ろ ば 」

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：1669件 (4/25 現在)
- ・媒体別内訳

| | | | |
|-----|------|--------|-----|
| 葉書 | 1071 | 封書 | 282 |
| FAX | 181 | E-mail | 135 |

- ・分野別内訳

| | | | |
|------|------|-------|------|
| 前 文 | 32 | 天 皇 | 72 |
| 戦争放棄 | 1143 | 権利・義務 | 49 |
| 国 会 | 31 | 内 閣 | 31 |
| 司 法 | 7 | 財 政 | 10 |
| 地方自治 | 9 | 改正規定 | 11 |
| 最高法規 | 7 | そ の 他 | 1084 |

※複数の分野にわたる意見もございまして、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。